No. 12.

1月2日、作業、

常の如く出勤したる為業務無、

午後二時 組合抗議、力竹、野口、外1名、解雇予告を通告

従業員を確保すべき、警戒をせず、組合側の一名の高き組合

の要求交渉後迄を朝者す。

要旨、我々は、御中したる会社は誠実に

誠意の事あれば解雇はしない

会社側 今日、御抗議によると云う規約に

本社委任外

十二名に内容は解雇理由知を渡す、

協調會勞働課